

特定事業所集中減算に係るQ & A（長門市）

H30年7月最終

No.	質問	回答
1	毎年2回、このような書類を作成しなければならないのか。	<b>全居宅介護支援事業所は、年に2度、「特定事業所集中減算に係る届出書」を作成し、保存する必要があります。</b> (前期分は9月15日、後期分は3月15日まで) また、訪問介護サービス等のいずれかで紹介率最高法人の割合が80%を越えた場合には、当該届出書を提出する必要があります。
2	要支援者のケアプランは、件数に含むのか。	要支援者の介護予防サービス計画は含みません。
3	訪問介護のサービスの一種である通院等乗降介助は件数に含むのか。	訪問介護のサービスの一種である通院等乗降介助は件数に含みます。
4	計画のみで実際の利用がなかった場合でも件数に含むのか。	件数に含みません。(紹介率最高法人の占める割合を出す計算の対象外とし、分母ともに計上しません。)
5	給付管理が月遅れとなった利用者の居宅サービス計画については、何月分の件数として算定すればよいのか。	サービス提供を行った月に算定してください。 (例) 次の場合は、平成30年4月分に算定します。 サービス提供月→平成30年4月 給付管理を行った月→平成30年6月
6	特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。	同一法人格を有する法人単位で判断してください。
7	1人の利用者に同一サービスを複数事業所位置づけた場合(月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む)、どのように計算するのか。	法人毎に1件ずつ計上します。紹介率最高法人の占める割合を出す計算については、以下を参考としてください。 ①(分子) 同一法人の複数の事業所を利用する場合、その法人を位置付けたケアプランの数は1件となる。 ②(分子) 1人の利用者が複数の法人からサービスを受ける場合、ケアプランの数は法人毎にカウントする。 ③(分母) 利用者1人につき、ケアプランの数は、毎月1件であり、複数の法人からサービスを受ける場合でも、ケアプランの数は1件とする。
8	減算はどの利用者が対象となるのか。80%を超えた法人を位置づけた利用者のみなのか。	減算は、 <b>減算適用期間のすべての利用者に対する居宅介護支援費が対象</b> になります。
9	紹介率最高法人の割合を算出する計算に係る「80%を越える場合の端数処理」の取扱いについて	小数点第2位を切り捨ててください。
10	現在、「休止届出書」を市に提出し、事業を休止中であるが、判定結果を市に報告する必要はあるのか。	判定期間中に、1月でも給付管理の実績がある場合は、報告が必要です。 その場合は、「判定期間」中の開設期間に対する月割り平均で判定を行うこと。 給付管理の実績がない場合は報告は不要です。
11	特定の施設にのみサービス提供することが明確な事業所について、実施地域内の事業所として数えるのか。	特定の施設以外にサービスを提供しないことが事業所の実施地域等で明確な場合、個別協議のうえ判定します。届け出時に市に協議してください。
12	平成28年4月から対象サービスに地域密着型通所介護が加わったが、取扱いはどうなるのか。	<b>地域密着型通所介護については、通所介護とあわせて紹介率最高法人を計算して差し支えありません。</b> (平成28年5月30日付け「介護保険最新情報Vol553」) (平成30年3月23日付け「介護保険最新情報Vol629」)